

報 道 機 関 各位

北本市発

令和2年5月25日

担当:北本市新型コロナウイ

ルス対策本部

電話:048 - 594 - 5544(直通)

北本市版新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ

新型コロナウイルス感染症対策として、本市独自の緊急支援策である3本の柱に基づき、総事業費5億円を超える事業を取りまとめました。市民の皆様の不安を払しょくし、安心・安全を確保するため可及的速やかに取組を進めます。

1 緊急支援策3本の柱

新型コロナウイルスの感染が拡大し、市民の生活が様々な面で制限される中、北本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、市民が感染しない、市民にさせないための対策とともに、感染拡大が引き起こした社会、経済情勢に対応する緊急支援策として、4月24日に3本の柱からなる基本方針を打ち出しました。

|1 市民生活への緊急支援、2 こどもの学習支援、3 感染症対策の徹底

2 緊急支援策

3つの柱に基づく、本市独自の緊急支援策は総事業費約5.5億円で、これまで、 緊急支援として、児童扶養手当上乗せ2万円の実施や、児童生徒への図書配布の決 定を行ってまいりました。

今回、さらなる支援策として、5月22日(金)に中小規模事業者等支援給付金給付事業等の全8事業約2.2億円の事業(補正第3号)を専決処分とし、迅速に事業を実施します。(別紙事業一覧参照、詳細はホームページ)

また、6月議会定例会では新しい生活様式に対応した事業、約3億円(補正第4号)を上程予定です。

3 市長コメント

政府は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、5月14日に解除した39県に続き、21日に近畿3府県の解除を決定しました。埼玉県を含む首都圏4都県は解除が見送られており、政府は25日をめどに改めて解除を判断することとしています。そのような状況の中、引き続き感染予防対策を行っていくとともに、市民の皆様の新たな日常と経済活動の回復にいち早く寄与するため、本市独自の支援策を可及的速やかに実施することとし、5月22日に専決処分を行いました。

●報道機関等現場対応者 新型コロナウイルス感染症対策本部

事務局 : 健康づくり課 048-594-5544

各部課 : 別紙参照



北本市新型コロナウイルス感染症 緊急対策パッケージ 新型コロナウイルス感染症対策本部

北本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会・経済状況を踏まえ、次の3本の 柱を定め、支援策を実施してまいります。

北本市独自の緊急支援策 (3本の柱)

- 市民生活への緊急支援
- 2 こどもの学習支援
- 3 感染症対策の徹底

総事業費 5億円超

市民生活への緊急支援

- 〇生活困窮者や売り上げが減少し た中小事業者への給付金の支給
- 〇中小事業者に対する融資制度の 拡大
- 〇市内飲食店への支援

2 こどもの学習支援

○オンライン学習の環境整備 (GIGAスクール構想関連事業)

等

感染症対策の徹底

〇マスク、消毒液等の確保

等

これまでの市の支援

等

第1弾

■ひとり親世帯対象 北本市子育て支援臨時給付金(11.346千円) 子どもひとりあたり2万円を支給 4月30日専決 5月11日(月)実施

第2弾

■お家で読書 豊かな心を育む読書推進事業(15.459千円) 児童生徒へ図書及び図書カードの配布 5月19日臨時会 着手済

第3弾

■中小事業者支援給付金給付事業等 全8事業(約2.2億円) 5月22日専決 順次着手

第4弾

■新しい生活様式に対応した事業等 (約3億円) 6月議会定例会上程予定

今後も市民の皆様の不安の払拭、安心・安全の確保のため、最善の 対応策を最速の手段で講じることを基本に取組を進めていきます。

令和2年度北本市新型コロナウイルス感染症対策関連予算 記者発表資料

○新型コロナウイルス感染症対策関連事業

1 市民生活への緊急支援

- 〇子育て支援臨時給付金給付事業 11,346千円 [4月30日専決]
 - ・児童扶養手当を受給しているひとり親等世帯に対し、支給対象の子ども 一人に対し2万円を支給します。(子育て支援課)

〇路線バス運行維持支援事業 1,200千円 [5月22日専決]

・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛要請等により、利用者 の減少など大きな影響を受けている「市の要請により運行しているバス 事業者」に対し、事業の継続に向けた支援給付金を交付します。 (くらし安全課)

〇中小規模事業者等支援給付金給付事業 183,263千円 [5月22日 専決]

・新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高等が前年 同月に比して20%以上50%未満減少した中小規模事業者等に10万 円を給付します。 (産業観光課)

〇創業者応援持続化給付金給付事業 15,000千円 [5月22日専決]

・創業後間もなく、国の持続化給付金の対象外になる事業者に対し、30万円を給付します。 (産業観光課)

〇デリバリー等業態転換支援補助金交付事業 2,000千円 [5月22日 専決]

・デリバリー等で商品の提供を始める飲食事業者に対し、業態転換費用の 一部を補助します。 (産業観光課)

〇地域配達システム構築補助金交付事業 2,000千円 [5月22日専決]

・市内の地域活性化を目的とした配達システムの構築を行う事業者に対し、 初期費用の一部を補助します。(産業観光課)

〇住まいの困窮者緊急支援事業 3,116千円 [5月22日専決]

・新型コロナウイルス感染拡大の影響により住居を失った人に対し、一時 的に宿泊場所を確保することにより、生活に困窮している方への緊急支 援を行います。(福祉課)

2 こどもの学習支援

〇学校給食室調理環境整備事業 751千円 [予算流用対応]

・学校の臨時休校が長期化したことから、夏季休業予定だった期間に授業の実施及び給食の提供が見込まれているため、夏場の調理の長期化による調理員の負担軽減・健康維持の観点から7月から9月までの3か月間スポットクーラーを配備します。(教育総務課)

〇おうちで読書〜豊かな心を育む読書推進事業〜 15, 459千円 [5月 19日臨時議会]

・臨時休校により長期間にわたり子どもたちが家庭の中で過ごす時間が増えていることから、学習支援の一助となり、読書の習慣を持つきっかけとなるよう、市内の小中学生に図書を一冊と図書カード1,500円分を配布します。(教育総務課)

3 感染症対策の徹底

〇集団検診等安心確保事業 5,770千円 [5月22日専決]

・集団で行う乳幼児健診、がん検診等において、新型コロナウイルス感染 拡大を防ぐため、飛沫防止パーテーションや消毒薬、非接触型体温計を 購入します。(健康づくり課)

〇必需物品供給事業 8,800千円 [5月22日専決]

・今後の感染拡大に備えて、マスク、消毒薬等の備蓄品を購入します。 (健康づくり課)

〇学校再開に向けた環境整備事業 566千円 [予備費充用]

・学校再開に向け、感染防止対策として、小・中学校に消毒液及び非接触型体温計を配備します。(教育総務課)

■問い合わせ先

・くらし安全課 048-594-5522

・産業観光課 048-594-5530

・福祉課 048-594-5536

・子育て支援課 048-594-5537

・健康づくり課 048-594-5544

・教育総務課 048-594-5561

財政課 048-594-5512